【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成25年5月30日

【会社名】 JUKI株式会社

【英訳名】 JUKI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清 原 晃

【本店の所在の場所】 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1

【電話番号】 042(357)2211(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 鈴木正彦

【最寄りの連絡場所】 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1

【電話番号】 042(357)2211(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 鈴木正彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年5月28日開催の取締役会において、平成25年8月1日を効力発生日として、当社の産業装置事業部門を会社分割し、新たに設立するJUKIオートメーションシステムズ株式会社に承継させる新設分割を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本件の取締役会決議は、平成25年5月30日付で有効とした決議であります。

2 【報告内容】

(1)新設分割の目的

本会社分割は、ソニー株式会社およびその子会社であるソニーイーエムシーエス株式会社との業務提携の一環として実施するものです。これは、当社の産業装置事業部門を会社分割により新設会社へ承継させた上で、後日、ソニー株式会社等との合弁会社に変更する計画であります。

これにより、当該事業について、開発・設計・販売面での再構築を図るとともに事業の拡大を図って まいります。

(2)新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割です。

(3)新設分割に係る割当ての内容

新設会社は本分割に際して発行する普通株式15,000株全てを当社に割り当てます。

(4)新設分割の内容

新設分割に係る日程

平成25年5月28日 新設分割計画の取締役会承認

平成25年5月30日 新設分割計画の取締役会承認の効力発生日

平成25年8月1日 分割期日(効力発生日)

なお、本分割は会社法805条に定める簡易新設分割に該当するため株主総会の承認を得ることなく 行います。

その他新設分割計画の内容

当社が平成25年5月28日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、「新設分割計画書」のとおりです。

(5)新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は当社が単独で行う新設分割であり、割り当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利義務関係に差異が生じないことから、割り当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定しました。

(6) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 JUKIオートメーションシステムズ株式会社

本店の所在地 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1

代表者の氏名 清原 晃

資本金の額 1,500,000千円

純資産の額 3,000,000千円

総資産の額 4,270,000千円(予定)

事業の内容 実装装置、精密機器の開発・設計・販売等

新設分割計画書

JUKI株式会社(以下、「当社」という。)は、当社が産業装置事業に関して有する権利義務を、新たに設立するJUKIオートメーションシステムズ株式会社(以下、「新会社」という。)に承継させる新設分割(以下「本分割」という。)に関し、次のとおり新設分割計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条(新会社の定款で定める事項)

1.新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的 : 別紙1「定款」第3条に記載のとおり

(2) 商号 : JUKIオートメーションシステムズ株式会社

(3) 本店の所在地 : 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1

(4) 発行可能株式総数 : 60,000株

2 , 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙 1 「定款」に記載のとおりとする。

第2条(新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名)

新会社の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

(1) 設立時取締役 : 清原 晃、永嶋 弘和、濱 学洋

(2) 設立時監査役 : 大竹 義博

第3条(新会社の設立時会計監査人の名称)

新会社の設立時会計監査人は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条(新会社が本分割により当社から承継する権利義務に関する事項)

- 1.新会社は、本分割に際して別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおり当社から資産、負債、雇用契約およびその他の権利義務を承継する。
- 2.前項の規定による当社から新会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとし、本分割後、当社は承継する債務について一切その責任を負わない。

第5条(新会社が本分割に際して交付する株式)

新会社は、本分割に際して普通株式15,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務に代えて、 当社に対し交付する。

第6条(新会社の資本金及び準備金の額)

新会社の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 : 1,500,000,000円(2) 資本準備金の額 : 1,500,000,000円

(3) その他資本剰余金 : 0円

第7条(分割期日)

新会社の設立の登記をすべき日(以下「分割期日」という。)は、平成25年8月1日とする。但し、手続きの進行上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第8条(簡易分割)

当社は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく、本分割を行う。

第9条(競業避止義務)

当社は、分割期日後においても会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

第10条(事情変更)

本計画の作成後、分割期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合には、当社は、本計画を変更し、または本分割を中止することができる。

第11条 (その他の事項)

本計画に定めるもののほか、本分割に必要な事項は、本計画の趣旨に従って当社がこれを決定することができる。

以上

平成25年 5 月30日

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地 1 JUKI株式会社 代表取締役社長 清原 晃

(別紙1)

JUKIオートメーションシステムズ株式会社定款

第1章総則

第1条(商号)

当会社は、JUKIオートメーションシステムズ株式会社と称する。 英文では、JUKI AUTOMATION SYSTEMS CORPORATIONと表示する。

第2条(本店の所在地)

当会社は、本店を東京都多摩市に置く。

第3条(目的)

当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。

- 1. 実装機器、精密機器、電気機械器具およびそれらの応用機器ならびにそれらに関連するシステム・部品等の開発、設計、製造、販売、修理、保守、点検、輸出入
- 2.前号に付帯する技術支援、設計支援および生産・販売のオペレーション支援や計画立案等の支援
- 3.前各号に関連するソフトウエアの企画、開発、設計、制作、販売、修理、輸出入ならびに開発、設計、制作、修理の請負
- 4.前各号に付帯または関連する一切の業務

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、会計監査人を置く。

第5条(公告方法)

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、60,000株とする。

第7条(株券の不発行)

当会社は、株式に係る株券を発行しない。

第8条(株式の譲渡制限)

当会社の株式の譲渡による取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

第9条(募集株式の発行等)

当会社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行等を行う場合は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える旨、募集事項および募集株式の引受けの申込みの期日を取締役会の決議により決定する。

第10条(売渡請求)

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第11条(基準日)

当会社は、毎年12月31日の最終の株式名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第12条(名義書換)

株式の取得により名義書換を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印しなければならない。

第13条(質権の登録および信託財産の表示)

当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

第14条(株主の住所等の届出)

当会社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名および印鑑を当会社に届け出なければならない。

前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

第15条(召集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを召集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを召集する。

第16条(召集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主 総会を招集し、議長となる。

第17条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会におい

て議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条(議事録)

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

第20条(取締役会の設置)

当会社は、取締役会を置く。

第21条(員数)

当会社の取締役は、3名以上とする。

第22条(選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第23条(任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第24条(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役会長、専務取締役および常務取締役各若干名を選 定することができる。

第25条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第26条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の

必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第27条(取締役会の決議方法等)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第28条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第29条(取締役会の議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第30条(取締役会規定)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

第31条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

第32条(監査役の設置)

当会社は、監査役を置く。

第33条(員数)

当会社の監査役は、1名以上とする。

第34条(選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第35条(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の 満了する時までとする。

第36条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章計算

第37条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第38条(剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者 に対して行う。

第39条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第40条(剰余金の配当の除斥期間)

剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義 務を免れる。

第7章 附則

第41条(最初の事業年度)

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成25年12月31日までとする。

第42条(定款に定めのない事項)

この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上

(別紙2)

承継権利義務明細表

本件分割により、新会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成25年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件分割の期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する現金及び預金、棚卸資産等の流動資産及び機械装置、ソフトウェア等の固定資産。

2. 承継する負債

本件事業に属する買掛金、未払費用等の流動負債及び承継する従業員に係る退職給付引当金等の固定負債。

3. 承継する雇用契約

本件分割による新会社成立の日において当社の産業装置ユニット及び開発センター第三開発部等に従事する従業員のうち、管理職である従業員の雇用契約。

4. 承継する雇用契約以外の権利義務等

(1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は新会社に承継されない。但し、新会社の成立の日において当社が所有し、本件事業に必要であると当社が認める知的財産権については、当社が新会社にその実施権または使用権を付与する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する売買契約、賃貸借契約、業務委託契約等の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以上